第三条を次のように改める。

（非化石エネルギー源の利用の目標の達成のための計画の提出）

第三条　法第七条第一項に規定する計画のうち、令第五条第一号に掲げる事業を行う特定エネルギー供給事業者に係るものの提出は、毎事業年度終了後三月以内に、様式第一により行わなければならない。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、様式第二により、計画の変更を提出しなければならない。

2　法第七条第一項に規定する計画のうち、令第五条第二号に掲げる事業を行う特定エネルギー供給事業者に係るものの提出は、毎事業年度終了後三月以内に、様式第三により行わなければならない。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、様式第四により、計画の変更を提出しなければならない。

3　法第七条第一項に規定する計画のうち、令第五条第三号に掲げる事業を行う特定エネルギー供給事業者に係るものの提出は、毎年度六月三十日までに、様式第五により行わなければならない。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、様式第六により、計画の変更を提出しなければならない。

4　第一項前段の規定により提出を行った事業者は、当該提出を行った日以後の九年間に含まれる事業年度の間に限り、同項前段の規定による提出をしないことができる。

5　第二項前段の規定により提出を行った事業者は、当該提出を行った日以後の四年間に含まれる事業年度の間に限り、同項前段の規定による提出をしないことができる。

第三条の次に次の一条を加える。

（化石エネルギー原料の有効な利用の目標の達成のための計画の提出）

第四条　法第十一条第一項に規定する計画のうち、令第六条第一号に掲げる事業を行う特定燃料製品供給事業者に係るものの提出は、毎事業年度終了後三月以内に、様式第七により行わなければならない。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、様式第八により、計画の変更を提出しなければならない。

2　法第十一条第一項に規定する計画のうち、令第六条第二号に掲げる事業を行う特定燃料製品供給事業者に係るものの提出は、毎事業年度終了後三月以内に、様式第九により行わなければならない。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、様式第十により、計画の変更を提出しなければならない。

3　第一項前段の規定により提出を行った事業者は、当該提出を行った日以後の九年間に含まれる事業年度の間に限り、同項前段の規定による提出をしないことができる。

4　第二項前段の規定により提出を行った事業者は、当該提出を行った日以後の三年間に含まれる事業年度の間に限り、同項前段の規定による提出をしないことができる。

様式第1中「様式第1（第3条関係）」を「様式第九（第四条関係）」に改める。

様式第2中「様式第2（第3条関係）」を「様式第十（第四条関係）」に改める。

附　則

第一条　この省令は、平成二十二年十一月十九日から施行する。

第二条　この省令による改正後のエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条第一項、第二項及び第三項並びに第四条第一項の規定の平成二十二年度における適用については、同規則第三条第一項及び第二項中「毎事業年度終了後三月以内」とあるのは「平成二十二年十二月三十一日まで」と、同条第三項中「毎年度六月三十日までに、様式第五により」とあるのは「平成二十二年十二月三十一日までに、様式第十一により」と、同規則第四条第一項中「毎事業年度終了後三月以内」とあるのは「平成二十二年十二月三十一日まで」とする。

2　この省令の施行前にこの省令による改正前の燃料製品供給事業者による原油等の有効な利用に関する省令第三条第一項の規定による提出をした者は、平成二十二年度における新規則第四条第二項の規定による提出をしたものとみなす。

第三条　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第七条第一項に規定する計画のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令第五条第一号に掲げる事業を行う特定エネルギー供給事業者に係るものに関する省令（平成二十一年経済産業省令第五十二号）は廃止する。

様式第一（第三条関係）

非化石エネルギー源の利用目標達成計画

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

氏　名　　印

（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　特定エネルギー供給事業者のうち一般電気事業又は特定規模電気事業を行う者の名称及び前事業年度におけるその電気の供給量

事業者の名称		
主たる事務所の所在地	〒	
前事業年度における その供給量 年　月－　年　月(注)	電気の供給量	
	キロワット時	

(注)　前事業年度の期間を具体的に記載すること。

Ⅱ　非化石エネルギー源の利用の目標とその達成のための計画

現状（注1）	目標（注2）	計画

(注1)　現状における非化石電源比率を記載すること。

(注2)　平成32年における非化石電源比率を記載すること。一般電気事業については、原則として非化石電源比率で50%以上、特定規模電気事業については、2%以上とする。ただし、一般電気事業者については、右目標の達成が合理的に不可能と認められる場合には、平成22年度の供給計画の最終年度の非化石電源比率以上の比率とする。

Ⅲ　非化石エネルギー源の利用の種類別見通しとそれに関する取組

非化石エネルギー源の種類	見通し（注3）	取組

(注3)　最新の電力供給計画に基づく非化石電源別比率の見通しを記載すること。